

(証券コード 3772)
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
ウェルス・マネジメント株式会社
代表取締役 千野和俊
社長執行役員

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力いただきますようお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、3ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス The Amphitheater
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
（注）1. 恐れ入りますが、一度3Fコンファレンス入口までお越しいただき、4F会場にお上がりください。
2. ご入場の際して、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動交付型の議渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうちに掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wealth-mngt.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表なお、上記①は監査報告の作成に際して、監査役が監査した事業報告に含まれております。また、上記②から⑤は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様の為のアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様はマスクの持参、着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日間が経過されていない方は入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されて14日間が経過されていない株主様は受付でお申出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wealth-mngt.com/>) に修正内容等を掲載させていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月24日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

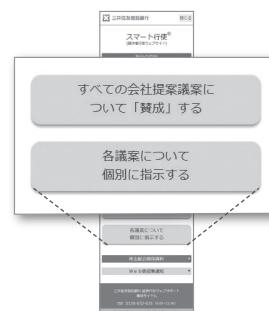


- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

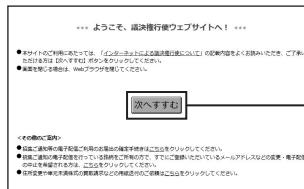
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

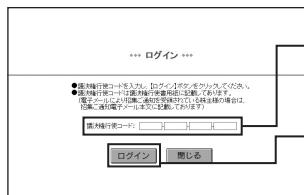
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

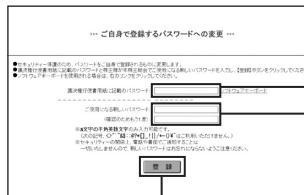
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社「J」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から、少しずつ正常化に向かう兆しが見られました。一方で、急激な円安の進行やウクライナ情勢、原材料価格の上昇等の影響が顕在化しつつあり、今後も経済情勢や世界情勢、新型コロナウイルス感染症に対する政策については注視が必要な状況が継続していくと思われま

す。当社グループにおきましては、2021年5月にサムティ株式会社と資本・業務提携契約を締結し、2021年6月に当社の事業の方向性を示すべく、「中期経営計画2024」を公表いたしました。「中期経営計画2024」においては、以下の目標を設定しており、当連結会計年度につきましては概ね目標を達成しておりますが、引続き目標の達成に向けて努めてまいります。

「中期経営計画2024」の目標

- ①「中期経営計画2024」の期間中にJ-REIT組成を実現し、資産循環型ビジネスモデルを確立、受託資産5,000億円規模のホテルリートを目指す。
- ②プライム市場への上場を目指し、そのための体制等を具体化、時価総額3倍を目指す。

(不動産金融事業)

不動産市場におきましては、ポストコロナを見据えて、ホテルアセットに対する劣後投資家の積極的な姿勢が続いており、金融機関のホテル開発事業に対する融資姿勢につきましても、不透明感が薄まり改善していくと考える金融機関は増加傾向にあり新規融資への対応は徐々に増えていくと見込んでおります。他方で、資材価格の高騰や円安等により、今後の建設コストの増加及び利上げも懸念されております。当社グループにおきましては、2021年9月に京都東山SIX SENSES ホテル開発プロジェクトにおける不動産信託受益権譲渡、2022年2月に京都東山Banyan Tree ホテル開発プロジェクトにおける不動産信託受益権譲渡、2022年3月に芦ノ湖畔ホテル開発事業における不動産信託受益権の譲渡等により前連結会計年度と比較して売上高及び営業利益は大きく増加いたしました。また、物件の取得におきましても、2022年3月に匿名組合五条の劣後匿名組合出資持分を全額取得し連結子会社化したほか、2023年3月期につきましても、新規物件の取得を積極的に進めていく方針です。

(ホテル運営事業)

ホテル業界におきましては、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の発出の影響は大きく、当連結会計年度も宿泊客の大幅な回復には至りませんでした。しかしながら当社グループの運営ホテルにおきましては、緊急事態宣言の発出に伴い一部ホテルにおいて臨時休業を実施した一方で、新規開業による運営ホテルの増加、春秋の観光シーズンの宿泊客数の回復及び開発中のホテルに対するコンサルティング売上等により、前連結会計年度と比較して売上高及び営業利益は大きく増加いたしました。

開業関連におきましては、2021年6月28日に、国内で2軒目、関西地区では初進出となるマリオットインターナショナル社の「アロフト」ブランドのホテル「アロフト大阪堂島」（大阪市北区堂島浜2丁目1-31）を大阪・キタの社交場として親しまれた堂島ホテルの地に開業いたしました。「アロフト」は、流行に敏感で発信力があり、音楽やデザインを愛する次世代の旅行者を主な顧客ターゲットとしているライフスタイルホテルブランドであり、洗練かつ斬新なスタイルで、大阪のホスピタリティシーンを盛り上げてまいります。また、2022年3月18日より「京都悠洛ホテルMギャラリー」「京都悠洛ホテル二条城別邸Mギャラリー」は、リブランド（ホテル運営業務委託先の変更）を行い、新たにバンヤンツリー・グループブランドの「ダーワ」・「ギャリア」のホテルとして、「ダーワ・悠洛 京都」（京都市東山区三条通大橋東入大橋町84）「ギャリア・二条城 京都」（京都市中京区市之町180-1）が開業しております。

この結果、当連結会計年度は、売上高29,029,801千円（前期比446.7%増）、営業利益5,676,194千円（前期は営業損失690,704千円）、経常利益5,317,942千円（前期は経常損失827,845千円）、親会社株主に帰属する当期純利益3,513,770千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,059,822千円）となり、売上高及び各利益は過去最高となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

セグメント	前連結会計年度 (自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産金融事業	4,583,567	82.3	27,528,465	90.2
ホテル運営事業	985,307	17.7	2,986,403	9.8
合計	5,568,875	100.0	30,514,868	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引は相殺消去しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は16,432千円であり、主に株式会社ホテルWマネジメント及び株式会社堂島ホテルオペレーションズによるホテル関連設備等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

(単位：千円)

項目	前期末残高	当期末残高	増減額
短期借入金	624,000	830,046	206,046
1年以内返済予定長期借入金	408,676	98,909	△309,767
ノンリコース1年内返済 予定の長期借入金	80,000	80,000	－
長期借入金	3,883,909	4,445,000	561,091
ノンリコース長期借入金	11,192,055	18,293,606	7,101,550
合計	16,188,640	23,747,562	7,558,921

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは2022年3月期から3カ年計画で「中期経営計画2024」をスタートさせており、対処すべき主要な課題等は以下のとおりであります。

【不動産金融事業におけるビジネスモデルの確立】

これまで培った当社グループのノウハウにより、バリューアップが完了した投資物件を、当社が組成するリートへ組み込み、それにより得た資金を次のプロジェクトに充てていくという資産循環型ビジネスのサイクルを実現させることが、引き続き重要な戦略であります。これによりグループの受託資産の積み上げとリートの成長を図りつつ、相応規模の収益を計画的に実現することが可能になると考えております。

【ホテルの事業力強化】

ホテルというオペレーショナルアセットは、オフィスビルやレジデンスなどに比べて、運用の巧拙が収益力を大きく左右します。当社グループは世界で展開するグローバルなラグジュアリーブランドのホテルオペレーターから運営ノウハウを得て、自前のホテル運営を展開できる強みがあります。また、大きな事業環境の変化へ対応していくため、ホテルのコスト構造を見直していくことを進め、より安定した収益の獲得を可能にすることを目指してまいります。

これらの基本戦略を通じて、ホテル運営事業の安定収益をベースに、資産循環型ビジネスの中で得られる利益を計画的に加え、「経営基盤の安定化」を図ってまいります。それらを着実に具体化させていくことにより、プライム市場を目指してまいりたいと考えております。

①事業戦略

(a) 資産循環型ビジネスの構築による不動産金融事業の進化・拡充

取得した資産をバリューアップし、当社が組成するリートへ組み込むサイクルを実現させることにより、資産循環型のビジネスモデルを確立させてまいります。その戦略の核となるリートについては、2021年5月25日付で資本業務提携を締結したサムティ株式会社と組成に向けた協議を進めており、現在両社併せて持つホテルリートへの拠出物件のパイプライン約3,000億円を基本に、リート上場の時期や規模について、今後の経済環境、市場環境等を勘案して決定してまいります。

また、当社グループの事業モデルは、ホテル開発プロジェクトにおいて竣工前の開発過程にも複数の収益機会があり、それらをプロジェクトごとに調整して収益につなげてまいります。現時点で、既に開業中のホテルは6棟、開発中のプロジェクトが5件進行中です。

(b) 新規運営受託獲得活動の本格展開と既存ホテル運営事業の収益力強化

日本の観光都市にはまだまだラグジュアリーホテルが少なく、コロナ禍を乗り越ければその成長余地は大きいと考えています。ホテル自体をエクスクルーシブな環境として創造し、五感で満足していただけるサービスやデザインを散りばめた開発を行うことにより、競争力の強化につなげたいと考えております。一方、ホテル運営事業の売上が本格回復するまでにはまだ時間を要することが想定されるため、ラグジュアリーホテルに要求される高いホスピタリティを維持しつつコスト抑制を図るため、適切なコストコントロールとコスト構造の見直しに努めてまいります。

当連結会計年度には、2021年6月に「アロフト大阪堂島」が開業したほか、2022年4月1日現在で、当社グループが出資・開発・ホテル運営に関わる5件のホテル開発プロジェクトが進行中です。

このうち「バンヤンツリー・東山 京都」が2022年3月に着工したほか、新たに2022年3月末に芦ノ湖畔のホテル開発プロジェクトにおいて、バンヤンツリー・グループとの間でホテル運営委託契約を締結し、ブランド確定に至りました。

また、ホテルの競争力向上や、バンヤンツリーブランドの本邦での認知度向上と2024年の「バンヤンツリー・東山 京都」開業を見越し、将来的に京都市内で同ブランドホテルを複数展開することによるシナジー効果と運営の効率化を図る為、あらたに「ダーワ・悠洛 京都」「ギャリア・二条城 京都」をリブランド開業いたしました。(2022年3月18日ソフトオープン)

今後新たに具体化をさせていくホテル開発プロジェクトも、それぞれが特徴的で魅力のある立地において、最良のパートナーと最適なプランニングを行ってまいります。

(c) ホテル以外のアセットタイプの積極的な取得

当社グループはこれまでオフィスや商業施設を取り扱ってきた実績があり、当連結会計年度においても物流施設やオフィスに投資を行っております。不動産市場においては、コロナ後を見据えた動きが活発になってきており、コロナ終息後を見据えた不動産金融事業のパイプラインの拡充に向けて、積極的に物件取得を進めてまいります。

②財務戦略

(a) 資金調達力の強化と流動資金の拡充

成長に必要な投資資金は、自己資金の充当をベースとしながらも、場合によっては金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等も含めた多様な資金調達の検討を行ってまいります。また、コロナ禍における金融機関の慎重な融資姿勢が継続することを想定し、資金の早期回収、費用や投資の柔軟な見直しなどを進めることにより、流動資金の拡充を進めてまいります。

(b) 財務レバレッジをフル活用した不動産投資の実施

今後自己資本が積み上がっていくことにより、金融機関からの資金調達力が向上するものと期待しております。投資効率や採算を高めるため、可能な限りデットでの資金調達によりレバレッジをかけてまいりたいと考えております。

③資本戦略

(a) 戦略的資本提携先の開拓を通じた適正な株主構成の再構築

当社グループの事業戦略を早期に具体化し、事業競争力を一層向上させていくため、サムティ株式会社との資本業務提携を行い、その提携によって成しえる戦略や施策の具体化を鋭意進めると同時に、株主構成の再構築を実現させてまいります。

(b) 株式の流動性向上を目指す施策の検討・実施

当社は2019年4月1日付で株式分割を実施しております。

弊社の株主構成は特定株主の保有比率が高く、安定をしている一方、株式の流動性は必ずしも高いとは言えない状況であると認識しており、特定株主の保有株については、今後、新たな戦略的資本提携先や業務提携先の開拓により、新たな株主構成を考えるとともに、市場の状況等も見つつ、株式の流動性を高めていく対策を講じてまいりたいと考えております。

④配当戦略

(a) 利益水準に応じた安定的な配当の実施

(b) トータル・シェアホルダーズリターン (TSR*) 等の指標の検討

* 株主総利回り (一定期間における株価上昇率+配当率)

当社グループは、株主の皆様へ安定的な配当を行ってまいりたいと考えておりますが、未だ発展途上にあり、利益は更なる成長のための再投資に利用させて頂くことも必要なため、「TSR」を経営指標に位置づけ、例えば“自社株買い”でEPSを増加させ、株価上昇につなげることも含めて検討しております。

当連結会計年度には特別株主優待を前期に引き続き実施いたしました。

引き続きトータルで株主の皆様へ還元させて頂くことを検討してまいります。

⑤人事戦略

(a) 「働き甲斐があり、働きやすい職場」と「成果に報いる人事制度」の構築

(b) カテゴリーの異なるホテルの経営・運営に対応した人材確保と人事制度の構築

当社グループの事業を支えるのは人材です。当社グループの展開するホテルはバジェットからラグジュアリータイプまで様々であり、当然、運営ノウハウも異なるため、多様な人材確保が必要となっており、そのためには社員のモチベーション向上が極めて重要と認識しており、それを支える制度の構築、施策の展開を行ってまいりたいと考えております。

当連結会計年度には新卒の定期採用を開始した他、各種研修や福利厚生制度の充実に向けた取り組みを進めており、引き続きバランスの良い従業員の階層構築を目指して参ります。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテル運営事業を中心に大きな影響を受けました。2022年3月期以降におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響は継続し、引続き当社グループの事業活動に影響を与えることが想定されるため、対策を強化してまいります。

今後、さらなる経営基盤の強化、人材育成並びに成長戦略の推進に尽力し、お客様や時代のニーズに合ったサービスの提供に努め、お客様との長期的な信頼関係を築いていくため事業に邁進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 2019年3月期	第21期 2020年3月期	第22期 2021年3月期	第23期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (千円)	3,047,914	13,220,816	5,309,731	29,029,801
経常利益 又は 経常損失 (△) (千円)	956,549	3,732,641	△827,845	5,317,942
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	2,682,827	2,426,930	△1,059,822	3,513,770
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	324.33	291.65	△124.77	412.14
総資産 (千円)	11,338,864	24,893,056	25,754,938	39,386,089
純資産 (千円)	7,246,544	9,679,552	8,628,565	10,925,843
1株当たり純資産 (円)	766.69	1,041.55	890.38	1,281.53

(注) 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首

に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議 決 権 比 率 又は出資金比率	主 要 な 事 業 内 容
リセス・マネジメント株式会社	63百万円	100.00%	不動産及び不動産関連商品に係る投資助言等
株式会社ホテルWマネジメント	100百万円	100.00%	ホテル運営事業
合同会社二条	10万円	100.00%	不動産信託受益権の取得・保有・処分
株式会社美松	90百万円	100.00%	ホテル運営事業
匿名組合悠洛	2,500百万円 (注)1	100.00%	不動産信託受益権の取得・保有・処分
株式会社堂島ホテルオペレーションズ	50百万円	100.00%	ホテル運営事業
ウェルス・リアルティ・マネジメント株式会社	10百万円	100.00%	宅地建物取引業、不動産業
匿名組合五条 (注)2	2,500百万円 (注)1	100.00%	不動産信託受益権の取得・保有・処分

(注) 1. 匿名組合出資契約による劣後出資の総額を記載しております。

2. 持分法適用会社であった匿名組合みょうほうは、当連結会計年度において出資金を追加取得したことにより連結子会社となりましたが、当連結会計年度中に出資が償還されたため連結の範囲から除外しております。
3. 持分法適用会社であった匿名組合りょうぜんは、当連結会計年度において出資金を追加取得したことにより連結子会社となりましたが、当連結会計年度中に出資が償還されたため連結の範囲から除外しております。
4. 当社は、2022年3月25日付で、匿名組合五条の出資金を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議 決 権 比 率 又は出資金比率	主 な 事 業 内 容
SUN RICHESSE SINGAPORE PTE. LTD.	30千シンガポールドル	35.00%	不動産及び関連事業の助言及びコンサルティング
WS PACIFIC INVESTMENT PTE. LTD.	30千シンガポールドル	35.00%	不動産及び関連事業の助言及びコンサルティング
NISEKO INVESTMENT SINGAPORE PTE. LTD. (注)	30千シンガポールドル	35.00%	不動産及び関連事業の助言及びコンサルティング

(注) 2021年6月24日付で、当社が新たに投資したNISEKO INVESTMENT SINGAPORE PTE. LTD.を持分法適用の範囲に含めております。

④ その他の関係会社の状況

2021年8月4日付で合同会社アクアマリンの保有する全ての当社普通株式（当社議決権の32.02%に該当）がサムティ株式会社へ譲渡が完了したことにより、合同会社アクアマリンは当社のその他の関係会社に該当しなくなり、新たにサムティ株式会社が当社のその他の関係会社に該当することとなりました。

(11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

セグメント	事業内容
不動産金融事業	アドバイザーサービス（投資案件の発掘からデューディリジェンス、取得、売却までのトータルアドバイスの提供）、アセットマネジメントサービス（不動産投資の入口から出口までをワンストップでサポートするプラットフォームの提供）を行っております。
ホテル運営事業	レベニューマネジメント、現場管理等、ホテル運営に関する様々なサービスの提供を行っております。

(12) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

② 子会社

リセス・マネジメント株式会社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

株式会社ホテルWマネジメント

名 称	所 在 地
イビスタイルズ 大 阪 難 波	大 阪 市 中 央 区
イビス大阪梅田	大 阪 市 北 区
フォションホテル 京 都	京 都 市 下 京 区
ダーワ・悠 京 都	京 都 市 東 山 区
ギャリア・二条 京 都	京 都 市 中 京 区

株式会社堂島ホテルオペレーションズ

名 称	所 在 地
アロフト大阪堂島	大 阪 市 北 区

(13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
202名 (42名)	2名減 (9名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は () 内に期末人員数を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,893,606千円
株 式 会 社 新 生 銀 行	3,000,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,925,000千円
合 同 会 社 日 比 谷 メ ズ ワ ン	2,280,000千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	2,000,000千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,900,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①当社は、2021年5月11日付で、2019年3月に策定した『中期経営計画2022』について、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による事業環境の大きな変化に伴う計数計画への影響があったこと等から一旦取り下げ、2022年3月期を初年度とする新しい中期経営計画を2021年6月15日に発表いたしました。

②当社は、2021年5月25日付でサムティ株式会社との間で、両社が対等な長期的パートナーとなり、当社がサムティ株式会社の各種資金及び投資案件の調達力を、サムティ株式会社が当社のグローバルな投資家ネットワークやホテルセクターにおけるアセットマネジメントの経験を各々活用することで、国内外の不動産市場における新たな展開等を通じた両社及びそのグループの成長及び企業価値の向上を目指すことを目的として資本・業務提携契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,526,200株（自己株式572株含む） |
| (3) 株主数 | 1,947名 |
| (4) 一単元の株式 | 100株 |
| (5) 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数	持株比率
サムテイ株式会社	2,729,600株	32.02%
赤坂社中有限責任事業組合	1,678,200株	19.68%
千野和俊	762,600株	8.94%
目時伴雄	250,100株	2.93%
小島秀明	135,400株	1.59%
麻布社中有限責任事業組合	124,000株	1.45%
上野投資株式会社	119,900株	1.41%
ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合	100,000株	1.17%
有限会社ヤマザキ	83,000株	0.97%
株式会社ワイワン	80,000株	0.94%

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は自己株式（572株）を控除して計算しております。

- (6) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「4、(4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社長執行役員	千野和俊	リシエス・マネジメント株式会社 代表取締役社長
代表取締役 専務執行役員	今田昭博	リシエス・マネジメント株式会社 専務取締役 株式会社美松 代表取締役 ウェルス・リアルティ・マネジメント株式会社 代表取締役
取締役 専務執行役員	近持 淳	株式会社ホテルWマネジメント 代表取締役 株式会社堂島ホテルオペレーションズ 代表取締役 株式会社美松 取締役
取締役 常務執行役員	三原大介	リシエス・マネジメント株式会社 常務取締役
取締役 執行役員	増田典宏	株式会社ホテルWマネジメント 常務取締役 リシエス・マネジメント株式会社 取締役 株式会社美松 取締役 株式会社堂島ホテルオペレーションズ 取締役
取締役	山田庸男	シン・エナジー株式会社 社外監査役
取締役	寺内孝春	サムティホテルマネジメント株式会社 代表取締役 サムティ株式会社 取締役 東京支店担当 グループ営業推進 部長
取締役	増田洋介	サムティ株式会社 執行役員 財務部長 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役
常勤監査役	奥山 泰	株式会社ホテルWマネジメント 監査役 株式会社美松 監査役 リシエス・マネジメント株式会社 監査役 株式会社堂島ホテルオペレーションズ 監査役
監査役	小澤善哉	小澤公認会計士事務所 所長
監査役	森島義博	有限会社アイランド・フォレスト 代表取締役 森島不動産コンサルタンツ 代表 ケネディクス・オフィス投資法人 監督役員
監査役	太田 将	株式会社アセントパートナーズ 代表取締役社長 株式会社モリタホールディングス 監査役 シミックホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役山田庸男氏は、社外取締役であります。同氏は弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役寺内孝春氏は、社外取締役であります。同氏は長年の不動産会社での経験から、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有するものであります。
3. 取締役増田洋介氏は、社外取締役であります。同氏は長年のアセットマネジメント会社での経験から、不動産投資運用に関する豊富な経験、知識を有するものであります。
4. 当社は、取締役山田庸男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 監査役小澤善哉氏、森島義博氏及び太田将氏は、社外監査役であります。
6. 監査役小澤善哉氏及び太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役森島義博氏は、不動産鑑定士の資格を有しており、不動産鑑定評価に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、監査役小澤善哉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
9. 事業年度中に退任した役員
該当ありません。

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、子会社役員を含む全役員を被保険者とし、その業務に伴う行為、不作為に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員、その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負う損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等

イ、役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月23日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等について、決議しております。

また、取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は以下のとおりです。

a、基本報酬に関する方針

株主総会で決議された取締役の報酬枠である年額300百万円以内で、役員の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、事業年度毎に取締役会の委任を受けた代表取締役が外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、取締役の個人別の報酬の額を決定いたします。

b、業績連動報酬等に関する方針

当社は業務執行取締役に対する業績連動報酬として業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

1、業績指標の内容

経常利益額の水準・事業計画達成度

2、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

(1) 業績連動報酬等の額

原則として事業年度毎に前事業年度の経常利益の一定割合を原資として年額200百万円以内。事業年度毎に、各取締役に交付する譲渡制限付株式数に0.5を乗じた数のポイントを各取締役に付与し、譲渡制限解除時において、各取締役の在任期間中の累積ポイント数に譲渡制限解除時株価を乗じた額の金銭報酬を支給。上限として、①譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、②取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント（すなわち、株価連動金銭報酬の総額の上限は、1事業年度当たり、75,000株に譲渡制限解除時株価を乗じた金額）といたします。

(2) 算定方法の決定に関する方針

各対象取締役の報酬額は、取締役会の委任を受けた代表取締役が外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うに適した経常利益及び事業計画達成への貢献度に応じて決定いたします。

c、非金銭報酬等に関する方針

当社は取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等として年額30百万円以内でストックオプション報酬制度を導入しております。

新株予約権の募集事項及び細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定いたします。

d、報酬等の割合に関する方針

役員報酬に占める各報酬の割合は定めておりませんが、基本報酬については職務執行に対する評価を基に安定的に、業績連動報酬については会社業績（予算達成時）及び経常利益への貢献度に応じて決定いたします。

e、報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎年6月に決定。業績連動報酬については、毎年4月の取締役会にて決定いたします。

f、報酬等の決定の委任に関する事項

委任を受ける者の氏名等：代表取締役 千野 和俊

委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部

委任した理由：当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

権限が適切に行使されるようにするための措置：外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行います。

g、上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

□、当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	138,090千円 (3,600千円)	138,090千円 (3,600千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	6名 (1名)
監査役 (うち、社外監査役)	13,200千円 (9,000千円)	13,200千円 (9,000千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合 計 (うち、社外役員)	151,290千円 (12,600千円)	151,290千円 (12,600千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	10名 (4名)

(注) 1. 無報酬の取締役2名につきましては、上記に含めておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1999年12月6日開催の創立総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、別枠で2006年9月27日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。

また、別枠で2017年6月28日開催の第18回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。

また、2020年6月29日開催の株主総会において、譲渡制限期間を長期化することで取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進するため、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位をも喪失した日以後の当社取締役会が予め定める日までの間に変更することについて決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)です。

また、2021年6月23日開催の株主総会において、事業年度毎に、各取締役に交付する譲渡制限付株式数に0.5を乗じた数のポイントを各取締役に付与し、譲渡制限解除時において、各取締役の在任期間中の累積ポイント数に譲渡制限解除時株価を乗じた額の金銭報酬を支給すること。上限として、①譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、②取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント(すなわち、株価連動金銭報酬の総額の上限は、1事業年度当たり、75,000株に譲渡制限解除時株価を乗じた金額)とする変更を行うことを決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は3名)です。

3. 監査役の報酬限度額は1999年12月6日開催の創立総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。また、別枠で2006年9月27日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 当社との関係

取締役山田庸男氏は、シン・エナジー株式会社の社外監査役であります。当社とシン・エナジー株式会社との間に特別な利害関係はありません。

取締役寺内孝春氏は、サムティホテルマネジメント株式会社の代表取締役、サムティ株式会社の取締役 東京支店担当 グループ営業推進部長であります。寺内孝春氏は、2021年5月25日付で当社と資本・業務提携契約を締結し、当社の『「その他の関係会社」及び主要株主』であるサムティ株式会社の役員を兼任しております。

取締役増田洋介氏は、サムティ株式会社の執行役員 財務部長、サムティアセットマネジメント株式会社の取締役であります。増田洋介氏は、2021年5月25日付で当社と資本・業務提携契約を締結し、当社の『「その他の関係会社」及び主要株主』であるサムティ株式会社の役員を兼任しております。

監査役小澤善哉氏は、小澤公認会計士事務所の所長であります。当社と小澤公認会計士事務所との間に特別な利害関係はありません。

監査役森島義博氏は、有限会社アイランド・フォレストの代表取締役、森島不動産コンサルタンツの代表、ケネディクス・オフィス投資法人の監督役員であります。当社と有限会社アイランド・フォレスト、森島不動産コンサルタンツ、ケネディクス・オフィス投資法人との間に特別な利害関係はありません。

監査役太田将氏は、株式会社アセントパートナーズの代表取締役社長、株式会社モリタホールディングス、シミックホールディングス株式会社の監査役であります。当社と株式会社アセントパートナーズ、株式会社モリタホールディングス、シミックホールディングス株式会社との間に特別な利害関係はありません。

② 各社外役員の本事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	山 田 庸 男	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、長年にわたる行政・法曹界での豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、特に内部通報制度の運用をはじめとするコンプライアンス対応にあたり適宜必要な助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取 締 役	寺 内 孝 春	2021年6月23日の取締役就任以降開催の当期取締役会10回のうち10回に出席し、長年にわたる不動産業界での豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、特に不動産取引・ホテル運営業務にあたり適宜必要な助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取 締 役	増 田 洋 介	2021年6月23日の取締役就任以降開催の当期取締役会10回のうち10回に出席し、長年にわたる不動産金融業界での豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、特に不動産取引・アセットマネジメント業務にあたり適宜必要な助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
監 査 役	小 澤 善 哉	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性及び適正性が確保されるよう助言又は提言を、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	森 島 義 博	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、長年にわたる不動産業界での豊富な経験から取締役会における意思決定の妥当性及び適正性が確保されるよう助言又は提言を、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	太 田 将	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性及び適正性が確保されるよう助言又は提言を、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,000千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,566,636	流 動 負 債	4,548,515
現金及び預金	5,695,427	買掛金	54,756
売掛金	249,667	短期借入金	830,046
販売用不動産	30,778,616	1年内返済予定の長期借入金	98,909
未収還付法人税等	1,607	1年内返済予定のノンリコース長期借入金	80,000
その他	841,317	未払法人税等	668,181
固 定 資 産	1,819,452	賞与引当金	29,053
有 形 固 定 資 産	44,905	株式報酬引当金	146,000
建物	3,841	株主優待引当金	26,000
工具、器具及び備品	41,063	その他	2,615,568
無 形 固 定 資 産	660,232	固 定 負 債	23,911,730
のれん	628,237	長期借入金	4,445,000
その他	31,994	ノンリコース長期借入金	18,293,606
投 資 其 他 の 資 産	1,114,315	繰延税金負債	875,281
投資有価証券	741,476	その他	297,842
繰延税金資産	201,808	負 債 合 計	28,460,246
その他	171,030	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	39,386,089	株 主 資 本	10,925,843
		資本金	987,243
		資本剰余金	410,875
		利益剰余金	9,528,546
		自己株式	△821
		純 資 産 合 計	10,925,843
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,386,089

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		29,029,801
売上原価		19,343,008
売上総利益		9,686,793
販売費及び一般管理費		4,010,598
営業利益		5,676,194
営業外収入		
受取利息	24	
受取配当金	137	
雇用調整助成金	92,158	
補助金収入	54,674	
その他の	17,808	164,803
営業外費用		
支払利息	505,754	
支払手数料	15,441	
持分法による投資損失	874	
その他の	985	523,055
経常利益		5,317,942
特別利益		
段階取得に係る差益	543,176	543,176
特別損失		
新型コロナウイルス感染症関連損失	246,768	
減損損失	607,485	
固定資産除却損	7,004	
段階取得に係る差損	1,258	862,516
税金等調整前当期純利益		4,998,601
法人税、住民税及び事業税	1,956,775	
法人税等調整額	△486,821	1,469,954
当期純利益		3,528,647
非支配株主に帰属する当期純利益		14,876
親会社株主に帰属する当期純利益		3,513,770

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,750,759	流 動 負 債	5,367,878
現金及び預金	2,888,909	未払金	1,463,787
未収入金	652,341	1年内返済予定の長期借入金	38,909
その他	209,508	短期借入金	3,120,046
固 定 資 産	12,409,556	未払法人税等	536,651
有形固定資産	2,788	賞与引当金	11,218
工具、器具及び備品	2,788	株式報酬引当金	146,000
無形固定資産	290	株主優待引当金	26,000
その他	290	その他	25,265
投資その他の資産	12,406,477	固 定 負 債	760,573
投資有価証券	741,476	長期借入金	760,000
その他の関係会社有価証券	9,511,465	その他	573
関係会社株式	1,462,412	負 債 合 計	6,128,452
関係会社出資金	12,100	純 資 産 の 部	
長期貸付金	500,000	株 主 資 本	10,031,863
繰延税金資産	97,348	資 本 金	987,243
その他	81,674	資 本 剰 余 金	419,176
資 産 合 計	16,160,315	資 本 準 備 金	419,176
		利 益 剰 余 金	8,626,265
		利 益 準 備 金	2,897
		その他利益剰余金	8,623,367
		繰越利益剰余金	8,623,367
		自 己 株 式	△821
		純 資 産 合 計	10,031,863
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,160,315

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	6,440,610
営 業 費 用	2,640,425
営 業 利 益	3,800,184
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	12,290
受 取 配 当 金	651,789
そ の 他	4,756
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	31,152
支 払 手 数 料	4,341
営 業 外 費 用	35,494
経 常 利 益	4,433,527
特 別 損 失	
新型コロナウイルス感染症関連損失	114,644
減 損 損 失	11,767
固 定 資 産 除 却 損	5,104
特 別 損 失	131,516
税 引 前 当 期 純 利 益	4,302,010
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,351,256
法 人 税 等 調 整 額	△65,780
当 期 純 利 益	3,016,534

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ウェルス・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋睦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルス・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルス・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ウェルス・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋睦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルス・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ウェルス・マネジメント株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 奥 山 泰

社 外 監 査 役 小 澤 善 哉

社 外 監 査 役 森 島 義 博

社 外 監 査 役 太 田 将

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、配当や株主優待、株式のキャピタルゲインも含めた「トータル・シェアホルダーズ・リターン」という指標を掲げ、株主還元に取り組んでおります。

2022年3月期につきましては、2022年2月に、運営ホテルのリブランドを記念して特別株主優待を実施しました。

『中期経営計画2024』初年度にあたる2022年3月期につきましては、前期に予定していた大型取引の完了に加えて今期進捗した案件の具体化により、過去最高益を実現したことから、多くの株主の皆様のご期待に応えるべく、長期安定的な経営基盤確立に必要な内部留保水準、事業環境や業績動向、財務体質、資本効率などを総合的に勘案し、2022年3月31日を基準日とする期末配当については、1株あたり普通配当金を10円増配し、30円00銭とすることといたしました。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

その内訳 普通配当 30円

なお、この場合の配当総額は255,768,840円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (ア) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (イ) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更については、上記（2）の変更を除き本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 （条文省略）	第1条～第3条 （現行どおり）
（機関の設置） 第4条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>	（機関の設置） 第4条 当社は、 <u>取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において解任する。</p> <p>② 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において解任する。</p> <p>② <u>取締役の解任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>第24条～第25条</u> (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第26条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>② <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>第25条～第26条</u> (条文省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第32条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第33条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第27条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第28条</u> 監査等委員会招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>第29条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることのできる監査等委員の過半 数が出席し、出席した 監査等委員 の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、 監査等委員 会において定める監査等委員会規程 による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第34条～第37条 (条文省略)	第31条～第34条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>第1条 当社は、会社法第426条第1項 の規定により、取締役会の決議によっ て、第23回定時株主総会終結前の任 務を怠ったことによる監査役（監査役 であった者を含む。）の損害賠償責任 を、法令の限度において免除するこ とができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第23回定時株主総会決議による変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第23回定時株主総会決議による変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	せん の かず とし 千 野 和 俊 (1957年12月7日生)	2001年4月 三菱地所投資顧問(株) 投資営業部長 2003年4月 同社 取締役 2006年4月 ウェルス・マネジメント(株) (現リシエス・マネジメント(株)) 設立 同社代表取締役社長 (現任) 2013年6月 当社 代表取締役社長 2014年2月 WEALTH PARTNERS SINGAPORE PTE LTD 取締役 2017年4月 当社 代表取締役 兼 社長執行役員 (現任) 2019年7月 SUN RICHESSE SINGAPORE PTE. LTD 取締 役 (現任)	762,600株
		(重要な兼職の状況) リシエス・マネジメント(株) 代表取締役社長	
2	いま だ あき ひろ 今 田 昭 博 (1963年3月9日生)	2001年4月 三菱地所投資顧問(株) 投資営業部 2006年6月 ウェルス・マネジメント(株) (現リシエス・マネジメント(株)) 専務取締役 (現任) 2015年9月 (株)ホテルWマネジメント 代表取締役社長 2017年4月 当社 執行役員 2017年6月 当社 取締役 2018年10月 (株)美松 代表取締役 (現任) 2020年5月 ウェルス・リアルティ・マネジメント(株) 代表取締役 (現任) 2021年6月 当社 代表取締役専務執行役員 (現任)	41,800株
		(重要な兼職の状況) リシエス・マネジメント(株) 専務取締役 (株)美松 代表取締役 ウェルス・リアルティ・マネジメント(株) 代表取締役	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>ちかもち あつし 近 持 淳 (1958年7月24日生)</p>	<p>1981年4月 (株)三和銀行(現:(株)三菱UFJ銀行) 2005年4月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 資本市場部部長 (シニアヴァイスプレジデント) 2006年6月 イオン総合金融準備(株) (現:(株)イオン銀行) 2007年10月 (株)イオン銀行 取締役 兼 執行役員財務部長 2013年9月 (株)ミカサ・アセット・マネジメント 執行役員 経営管理部長 2015年3月 (株)マルハン 財務経理本部担当 2016年9月 当社 財務部 2016年10月 当社 財務部長 兼 法務室長 2017年4月 当社 執行役員経営企画部長 兼 財務部長 2018年10月 当社 執行役員経営企画部長 (株)ホテルWマネジメント 代表取締役(現任) (株)美松 取締役(現任) 2018年11月 山陽興業(株) 代表取締役 2019年4月 当社 常務執行役員経営企画部長 2020年12月 (株)堂島ホテルオペレーションズ 代表取締役 (現任) 2021年4月 当社 専務執行役員経営企画部長 2021年6月 当社 取締役専務執行役員経営企画部長 2022年4月 当社 取締役専務執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ホテルWマネジメント 代表取締役 (株)堂島ホテルオペレーションズ 代表取締役 (株)美松 取締役</p>	29,100株
4	<p>み はら だい すけ 三 原 大 介 (1973年3月5日生)</p>	<p>1998年10月 (株)谷澤総合鑑定所 2006年7月 ユニファイド・パートナーズ(株) 融資部門 2011年5月 ウェルス・マネジメント(株) (現:リシエス・マ ネジメント(株)) 資産運用部門 2015年9月 (株)ホテルWマネジメント 取締役 2017年4月 当社 執行役員 リシエス・マネジメント(株) 取締役 2019年6月 当社 取締役(現任) 2021年4月 当社 常務執行役員(現任) リシエス・マネジメント(株) 常務取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) リシエス・マネジメント(株) 常務取締役</p>	47,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	増 田 典 宏 <small>ます だ のり ひろ</small> (1969年7月25日生)	1994年4月 シービーアールイー(株) 2004年3月 日興リアルエステート(株) 不動産ビジネス2部 2007年4月 ナンバーワンアセットマネジメント(株) アクイ ジション部 2010年5月 ウェルス・マネジメント(株) (現：リシエス・マ ネジメント(株)) トランザクションユニット 2013年9月 (株)ハリファックス・アソシエイツ インベスト メントサービス部 2015年9月 リシエス・マネジメント(株) 資産運用部 2015年9月 (株)ホテルWマネジメント 取締役 2017年4月 当社 執行役員 (現任) 2018年6月 リシエス・マネジメント(株) 取締役 (現任) 2018年10月 (株)美松 取締役 (現任) 2018年11月 山陽興業(株) 取締役 2019年6月 当社取締役 (現任) 2019年12月 (株)堂島ホテルオペレーションズ 取締役 (現 任) 2021年4月 (株)ホテルWマネジメント 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ホテルWマネジメント 常務取締役 リシエス・マネジメント(株) 取締役 (株)美松 取締役 (株)堂島ホテルオペレーションズ 取締役	33,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	寺内孝春 (1962年12月4日生)	<p>1986年4月 大京観光(株) (現：(株)大京)</p> <p>2001年3月 (株)日本エスコン</p> <p>2007年3月 同社 執行役員</p> <p>2008年3月 同社 取締役</p> <p>2013年4月 サムティ(株) 東京支店副支店長</p> <p>2017年4月 同社 支店統括本部 福岡支店長</p> <p>2019年2月 同社 執行役員 サムティアセットマネジメント(株)に出向 同社 取締役副社長</p> <p>2019年10月 サムティ(株) 執行役員 グループ営業推進部長</p> <p>2020年2月 同社 取締役 グループ営業推進部長 サムティホテルマネジメント(株) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年12月 サムティ(株) 取締役 東京支店担当 グループ営業推進部長 (現任)</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) サムティホテルマネジメント(株) 代表取締役社長 サムティ(株) 取締役 東京支店担当 グループ営業推進部長</p>	-株

- (注) 1. 寺内孝春氏は、2021年5月25日付で当社と資本・業務提携契約を締結し、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である筆頭株主に異動することについて開示した、サムティ株式会社の役員を兼任しております。
2. 寺内孝春氏を除く各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 寺内孝春氏は、社外取締役候補者であります。
4. 寺内孝春氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 寺内孝春氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年の不動産会社での経験から、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しており、この豊富な経験及び実績を活かして、専門的な観点から監督、助言等頂くことで当社経営への貢献を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、寺内孝春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」及び同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、子会社役員を含む全役員を被保険者とし、その業務に伴う行為、不作為に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員、その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負う損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(新任) おく やま やすし 奥 山 泰 (1963年4月12日)	1988年4月 日興証券(株)入社 1995年3月 同社トレーディングシステム開発部 2001年12月 当社入社 2002年9月 当社取締役 2004年9月 当社専務取締役 2010年8月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役会長 2014年6月 当社取締役 2015年4月 リシエス・マネジメント(株)取締役 2016年5月 ウェルス・モーゲージ(株)取締役 2017年6月 当社監査役(現任) 2017年6月 (株)ホテルWマネジメント 監査役(現任) 2018年10月 (株)美松 監査役(現任) 2018年11月 山陽興業(株) 監査役 2019年6月 リシエス・マネジメント(株) 監査役(現任) 2019年12月 (株)堂島ホテルオペレーションズ 監査役(現任)	70,400株
		(重要な兼職の状況) (株)ホテルWマネジメント 監査役 リシエス・マネジメント(株) 監査役 (株)美松 監査役 (株)堂島ホテルオペレーションズ 監査役	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
2	(新 任) やま だ つね お 山 田 庸 男 (1943年12月15日)	1970年4月 大阪弁護士会登録 1994年4月 大阪弁護士会副会長 1997年7月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員 長 1999年8月 なみはや銀行金融整理管財人 2004年4月 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 非 常勤監事 2005年4月 日本弁護士連合会常務理事 2007年4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2008年4月 C S R 普及協会近畿支部長 2013年10月 一般財団法人梅ヶ枝中央さずな基金 (現 公益財 団法人梅ヶ枝中央さずな基金) 設立 代表理事 2019年6月 当社 社外取締役 (現任) 2021年2月 シン・エナジー株式会社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) シン・エナジー株式会社 社外監査役 (現任)	一株
3	(新 任) ます だ よう すけ 増 田 洋 介 (1970年7月1日)	1993年4月 オリックス(株) 2005年1月 燦キャピタルマネージメント(株) 取締役 2007年8月 燦アセットマネージメント(株) (現：サムティア セットマネジメント(株)) 取締役 2007年11月 (株)ブランドホテル松任 取締役 2009年4月 燦アセットマネージメント(株) (現：サムティア セットマネジメント(株)) 取締役副社長 兼 東 京支社長 2010年4月 燦アセットマネージメント(株) (現：サムティア セットマネジメント(株)) 代表取締役社長 2021年2月 サムティ(株) 執行役員 財務部長 (現任) サムティアセットマネジメント(株) 取締役 (現 任) 2021年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) サムティ(株) 執行役員 財務部長 サムティアセットマネジメント(株) 取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	(新任) おお た まさる 太 田 将 (1966年6月8日)	1991年10月 青山監査法人入社 1997年2月 PwCコンサルティング(株)入社 1997年4月 公認会計士登録 2001年3月 三和キャピタル(株) (現(株)三菱UFJキャピタル)入社 2002年12月 フェニックス・キャピタル(株)入社 2003年3月 同社 取締役 2006年4月 (株)アセントパートナーズ設立 代表取締役社長 (現任) 2015年6月 (株)モリタホールディングス監査役 (現任) 2017年6月 当社 社外監査役 (現任) 2019年12月 シミックホールディングス(株) 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)アセントパートナーズ代表取締役社長 (株)モリタホールディングス監査役 シミックホールディングス(株) 監査役	一株

- (注) 1. (新任) は新任の取締役候補者であります。
2. 増田洋介氏は、2021年5月25日付で当社と資本・業務提携契約を締結し、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である筆頭株主に異動することについて開示した、サムティ株式会社を兼任しております。
3. 増田洋介氏を除く各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 山田庸男氏、増田洋介氏及び太田将氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は山田庸男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、太田将氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 山田庸男氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士の資格を有し、長年にわたる法律に関する専門的な知識と経験を有することから、特にガバナンス対応、コンプライアンス対応等について専門的な観点から監督、助言等頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。
7. 山田庸男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
8. 増田洋介氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

は、長年のアセットマネジメント会社での経験から、不動産投資運用に関する豊富な経験、知識を有しており、この豊富な経験及び実績を活かして、特に不動産金融事業について専門的な観点から監督、助言等頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

9. 増田洋介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
10. 太田将氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が公認会計士としての会計と企業の内部統制の専門的な知識と幅広い見識を有しており、特に不動産取引における会計処理等について専門的な観点から監督、助言等頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
11. 太田将氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
12. 当社は、山田庸男氏及び増田洋介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」及び両氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」及び太田将氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、太田将氏は社外監査役として、同様の契約を締結しており、第2号議案及び同氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。
13. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、子会社役員を含む全役員を被保険者とし、その業務に伴う行為、不作為に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員、その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負う損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、1999年12月6日開催の創立総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500百万円以内（内、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、後記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議することを予定しております。本議案は、当該方針に沿った取締役の金銭報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（内、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

当社の取締役の報酬について、2017年6月28日開催の第18回定時株主総会において、当社の業務執行取締役を対象とした業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入することについてご承認をいただきました。また、2020年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築するため、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位をも喪失（以下「退任」といいます。）した日以後の当社取締役会が予め定める日までの間に変更する等、制度内容の改定につき、ご承認をいただいております。さらに、2021年6月23日開催の第22回定時株主総会において、譲渡制限解除時に、納税資金確保のために当社株式を売却等する必要が生じることなく、退任後も長期にわたって引き続き株式を保有することを促すため、報酬の一部につき、譲渡制限解除時に当社株価に連動するポイント制金銭報酬を支給するべく制度内容の改定につき、ご承認をいただいております。（以下、これらの株主総会における決議を「原決議」といいます。）

原決議では、取締役の報酬等の限度額（年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、①譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、②取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント（すなわち、株価連動金銭報酬の総額の上限は、1事業年度当たり、75,000株に譲渡制限解除時株価を乗じた金額となります。）として設定しております。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額である年額500百万円以内とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として、①譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、②取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント（すなわち、株価連動金銭報酬の総額の上限は、1事業年度当たり、75,000株に譲渡制限解除時株価を乗じた金額となります。）として設定する旨のご承認を改めてお願いするものであります。

また、2006年9月27日開催の第7回定時株主総会において、別枠でストックオプション報酬額として年額30百万円以内とご承認をいただいておりますが、本議案が承認可決されることを条件に当該ストックオプションの報酬等の定めを廃止することといたします。

なお、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、後記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議することを予定しております。本議案は、当該方針に沿った業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

本制度の対象となるのは業務執行取締役であるところ、現在の業務執行取締役は5名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、業務執行取締役は5名となります。

また、本議案が承認可決された場合には、既に割当て済みのものを除き、今後、当社の取締役に對する上記のストックオプションとしての新株予約権の割当てを行わないものいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

業務執行取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は原決議と同内容であり、その内容は下記のとおりであります。

記

(1) 概要

本制度は、業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、原則として事業年度毎に、前事業年度の経常利益の一定割合を原資として、各対象取締役の経常利益への貢献度に応じて、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約によって交付された株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をすることができないものいたします（以下「譲渡制限」といいます。）。本割当株式の譲渡制限は、当社取締役会が予め定める退任日以後の日に解除するものとし、正当と認める理由以外の理由による退任等の一定の事由が生じた場合には、本割当株式を無償で当社が取得する仕組みといたします。

上記に加えて、株価連動金銭報酬として、事業年度毎に、各対象取締役に交付する譲渡制限付株式数に0.5を乗じた数のポイントを各対象取締役に付与し、譲渡制限解除時において、各対象取締役の在任期間中の累積ポイント数（ただし、無償取得された譲渡制限付株式に係るポイント数を減ずるものとします。）に譲渡制限解除時株価（下記（5）で定義いたします。）を乗じた額の金銭報酬を支給いたします。

その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定いたします。

(2) 譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

譲渡制限付株式の割当てのために対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額150百万円以内、対象取締役が交付を受ける本割当株式の総数は1事業年度につき150,000株以内といたします。ただし、本総会終了後、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本割当株式の総数を合理的に調整するものといたします。

(3) 1株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式を交付した日から当社取締役会が予め定める退任日以後の日までの間とするものとし、当該期間中、対象取締役は、本割当株式について譲渡等をしてはならないものといたします。

② 譲渡制限解除

当社は、当社取締役会が予め定める退任日以後の日に本割当株式の譲渡制限を解除するものといたします。

③ 無償取得

当社が正当と認める理由以外の理由により対象取締役が退任する等の一定の事由が生じた場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するか、又は譲渡制限付株式を無償取得いたします。

⑤ その他取締役会で定める内容

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容といたします。

(5) 株価連動金銭報酬

① 株価連動金銭報酬に係るポイントの付与

対象取締役に対して付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント（1ポイント＝1株）といたします。当社は、取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、1事業年度当たりのポイント総数の上限である75,000ポイントの範囲内で、以下の計算式に基づいて算出されるポイント（以下「本ポイント」といいます。）を毎年付与いたします。

$$\text{付与ポイント数} = \text{当該事業年度における譲渡制限付株式の交付数} \times 0.5$$

ただし、本総会終結後、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて本ポイントの上限及び総数の調整を必要とする場合には、本ポイントの上限及び総数を合理的に調整するものといたします。

② 株価連動金銭報酬の支給

本ポイントは、対象取締役の在任期間中に継続して付与、累積され、譲渡制限解除日に累積ポイント数が確定します。

当社は、譲渡制限解除日に、以下の計算式に基づき、当該対象取締役が保有する累積ポイント数（ただし、無償取得された譲渡制限付株式に係るポイント数を減ずるものとします。）に、譲渡制限解除時株価を乗じた金額を上限として、当該対象取締役に金銭を支給いたします。ただし、下記で算出される金銭報酬支給額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものといたします。

$$\text{金銭報酬支給額} = \text{対象取締役が保有する累積ポイント数} \times \text{譲渡制限解除時株価} ※$$

※譲渡制限解除日の東京証券取引所における当社株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の当社株式終値）をいいます。

（ご参考）

当社は、第7号議案が承認可決されることを条件に、本総会終結後に、当社の執行役員にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬及び株価連動金銭報酬を支給する予定です。

以上

(ご参考)

<監査等委員会設置会社に移行した後に決議予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

a、基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬枠である年額500百万円以内（内、社外取締役分は50百万円以内）で、役員の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、事業年度毎に取締役会の委任を受けた代表取締役が外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、個人別の報酬の額を決定いたします。

b、業績連動報酬等に関する方針

当社は取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動報酬として業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

1、業績指標の内容

経常利益額の水準・事業計画達成度

2、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

(1) 業績連動報酬等の額

原則として事業年度毎に前事業年度の経常利益の一定割合を原資として年額200百万円以内。事業年度毎に、各取締役に交付する譲渡制限付株式数に0.5を乗じた数のポイントを各取締役に付与し、譲渡制限解除時において、各取締役の在任期間中の累積ポイント数に譲渡制限解除時株価を乗じた額の金銭報酬を支給。上限として、①譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、②取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイント（すなわち、株価連動金銭報酬の総額の上限は、1事業年度当たり、75,000株に譲渡制限解除時株価を乗じた金額）といたします。

(2) 算定方法の決定に関する方針

各対象取締役の報酬額は、取締役会の委任を受けた代表取締役が外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うに適した経常利益及び事業計画達成への貢献度に応じて決定いたします。

c、非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d、報酬等の割合に関する方針

役員報酬に占める各報酬の割合は定めておりませんが、基本報酬については職務執行に対する評価を基に安定的に、業績連動報酬については会社業績（予算達成時）及び経常利益への貢献度に応じて決定いたします。

e、報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎年6月に決定。業績連動報酬については、毎年4月の取締役会にて決定いたします。

f、報酬等の決定の委任に関する事項

委任を受ける者の氏名等：代表取締役 千野 和俊

委任する権限の内容：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の全部

委任した理由：当社全体の業績を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部分について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

権限が適切に行使されるようにするための措置：外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行います。

g、上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス The Amphitheater
電話 (03) 5575-2201



恐れ入りますが、一度3階コンファレンス入口
までお越し頂き、4階にお上がりください。

会場最寄駅

【地下ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 14番出口方面（当ビル直結）

【地上ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 9番出口 より徒歩2分

※ご参考 アクセス概要

<https://aicc.tokyo/access/>

ご入場之际して、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。